

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規程第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

平成 28 年 2 月 19 日

札幌市水道事業管理者
水道局長 渡邊 光春

記

1 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地

札幌市水道局総務部総務課契約係（電話 011-211-7011）

2 入札に付する事項

- (1) 名 称 ボトルドウォーター「さっぽろの水」配送業務 一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 札幌市水道局本庁舎 2 階（札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地）
- (5) 入札方式 事後審査入札方式
- (6) 入札方法 **単価契約**

入札金額は、**1 箱あたりの配送単価を円単位**で記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。
- (3) 過去 5 年間に本市その他の官公庁等と同種の配送業務契約を締結し、それをすべて誠実に履行したことを証明できる者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ
- (2) 入札の日時及び場所
平成 28 年 3 月 23 日（水）13 時 30 分
場所は札幌市水道局本庁舎 1 階 入札室（札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地）
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記（2）の場所にて行う。
- (4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。(送付及び電送による提出は認めない。)

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市水道局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市水道局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。なお、落札者の決定は、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行う。

(7) 詳細は入札説明書による。